
令和7年 第1回 芦屋町議会臨時会会議録 (第1日)

令和7年1月17日 (金曜日)

議事日程 (1)

令和7年1月17日 午後2時00分開議

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第1号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議案第2号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第3号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第4号 令和6年度芦屋町一般会計補正予算 (第4号)

第7 議案第5号 令和6年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

第8 議案第6号 令和6年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

第9 議案第7号 令和6年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第2号)

第10 発議第1号 ワンヘルスの推進に関する決議について

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 岡本 賢治 書記 山城 朋美

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三榎賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

【 傍 聴 者 数 】 (なし)

○議長 内海 猛年君

年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

本日ここに、御臨席の皆様方とともに、令和7年の輝かしい新春を祝うことができますことは、大変喜ばしいことであります。

また旧年中は、町政並びに町議会に対しまして、温かく、力強い御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も町政並びに町議会への、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたしますとともに、皆様方のご健康とご多幸を心からご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、新年の挨拶に代えさせていただきます。

.....
午後2時01分開会

○議長 内海 猛年君

それでは、会議を始めます。

ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和7年第1回芦屋町議会臨時会を開会いたします。

御手元に配付しております、議事日程に従って会議を進めてまいります。

.....
日程第1. 会期の決定について

○議長 内海 猛年君

まず日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

.....
日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 内海 猛年君

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、1番、中西議員と11番、川上議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

.....
○議長 内海 猛年君

お諮りします。日程第3、議案第1号から日程第10、発議第1号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

まずは新年明けましておめでとうございます。

令和7年は干支で申しますと巳年に当たります。巳年は、古くから成長・再生を象徴する年とされております。冬を越えた蛇が脱皮を繰り返しながら成長するように、私ども執行部も新たな課題に向き合い、変化を受け入れながら未来を切り拓く年としたいと考えております。

さて、昨年12月に発表された政府の月例経済報告では、我が国の経済基調判断として、景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復していると示されました。

一方で、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスク、物価上昇、米国の今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要も指摘されており、住民の皆さまの生活をしっかりと支える施策が求められております。

このため、今回提案させていただく補正予算議案において、国の施策に加え、町独自の支援策を盛り込んでおります。

議会の皆様におかれましては、引き続き力強い御支援・御協力を心からお願い申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

まずは、条例議案でございます。

議案第1号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和6年の人事院勧告に伴い、本町職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率の改定等のため条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和6年の人事院勧告に伴い、町長、副町長、教育長及びモーターボート競走事業管理者の期末手当の支給率を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号の芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和6年の人事院勧告に伴い、議会議員の期末手当の支給率を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

最後に、補正予算議案でございます。

議案第4号の令和6年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ2億2,000万円を増額補正するものでございます。歳入につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上したほか、財政調整基金繰入金を増額計上するものでございます。歳出につきましては、給与改定に伴う給料等を増額計上したほか、国の施策として、物価高騰対応重点支援給付金事業に係る費用を計上するとともに、町独自の支援策として、生活応援商品券発行事業に係る経費を計上するものでございます。

なお、物価高騰対応重点支援給付金事業及び生活応援商品券発行事業につきましては、繰越明許の措置をしております。

議案第5号の令和6年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では、一般会計繰入金を増額計上するものでございます。歳出では、給与改定に伴う共済費を増額計上するものでございます。

議案第6号の令和6年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では、一般会計繰入金を増額計上するものでございます。歳出では、職員欠員による時間外勤務手当を増額計上したほか、給与改定に伴う給料等を増額計上するものでございます。

議案第7号の令和6年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では、一般会計繰入金を増額計上するものでございます。歳出では、給与改定に伴う給料等を増額計上するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 内海 猛年君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、4番、長島議員に発議第1号の趣旨説明を求めます。長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

4番、長島です。

皆様、新年明けましておめでとうございます。

7ページ、8ページを御覧ください。

発議第1号、ワンヘルスの推進に関する決議について、芦屋町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出させていただきます。

ワンヘルスの推進に関する決議について、読み上げ、説明させていただきます。

重症急性呼吸器症候群、SARSや新型コロナウイルス感染症等の人獣共通感染症は、人の感

感染症の中でも約6割を占め、時に爆発的に世界に伝播し、人に甚大な危害を及ぼしてきた。

こうした人獣共通感染症は、都市化による森林開発や農地等の土地利用の変化など、地球の生態系に影響を及ぼす行為が繰り返され、そのことが一因となって生態系の劣化が進み、結果として人と野生動物の生存領域が変化し、近接したことから、野生動物が元来持っていた病原体が、様々なプロセスを経て人にも感染するようになったとされています。

このような中、人の健康、動物の健康、環境の健全性を1つの健康と捉え、一体的に守っていくとするワンヘルスの理念は世界中で広がりを見せています。

福岡県においては、平成28年に北九州市で開催されたワンヘルス国際会議にて、ワンヘルスの理念から実践に移行させる礎となる福岡宣言が採択され、令和4年3月に福岡県ワンヘルス推進行動計画が策定されています。

令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症は、新たな変異株も加わって住民生活や経済活動に大きな影響を与えており、ワンヘルスの実践は喫緊の課題となっています。

ワンヘルスの理念に基づく行動及び活動は、行政や企業、住民も一体となって取り組んでいくべきものであります。

そこで、本議会は本町に対し、福岡県で制定された福岡県ワンヘルス推進基本条例の具現化を図るため、下記の事項に取り組むよう強く求める。

記

- 1、福岡県ワンヘルス推進基本条例の基本方針を具現化する福岡県行動計画に連携協力すること。
- 2、町民へのワンヘルスの周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し、必要な支援を行うこと。

以上、決議します。

以上、提案理由とします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 内海 猛年君

以上で、長島議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第3、議案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第4、議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第2号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第5、議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、発議第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、発議第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第1号から日程第10、発議第1号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後 2 時 16 分休憩

.....

午後 3 時 35 分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

お諮りします。日程第 3、議案第 1 号から日程第 10、発議第 1 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員会委員長 本田 浩君

報告第 1 号、令和 7 年 1 月 17 日、芦屋町議会議長、内海猛年殿、総務財政常任委員会委員長、本田浩。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 1 号、満場一致、原案可決。

議案第 2 号、満場一致、原案可決。

議案第 3 号、満場一致、原案可決。

議案第 4 号、満場一致、原案可決。

以上報告を終わります。

○議長 内海 猛年君

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員会委員長 萩原 洋子君

報告第 2 号、令和 7 年 1 月 17 日、芦屋町議会議長、内海猛年殿、民生文教常任委員会委員長、萩原洋子。

民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

議案第 4 号、満場一致、原案可決。

議案第 5 号、満場一致、原案可決。

議案第6号、満場一致、原案可決。

議案第7号、満場一致、原案可決。

発議第1号、満場一致、原案可決。

以上報告いたします。

○議長 内海 猛年君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず、日程第3、議案第1号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第1号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第1号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第2号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第2号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第2号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第3号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第3号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第3号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第4号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第4号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第4号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第5号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第5号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第5号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第8、議案第6号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第6号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第6号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第9、議案第7号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第7号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第7号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第10、発議第1号についての討論を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

6番、本田です。

ワンヘルスの推進に関する決議について賛成討論を行います。

このワンヘルスが始まったきっかけは、1998年にマレーシアで発生した感染症がありました。野生のコウモリのウイルスに感染した豚から人に感染が広がり、犠牲者を出した感染症であります。

なぜ、今、芦屋町でワンヘルスの推進に関する決議なのかを考えたときに、芦屋町内にも、身近に犬や猫をはじめとした動物と生活を共にしている住民が多くおられます。

そのような中で、ワンヘルスは人、動物、生態系の健康一体で、動物由来の感染症を防ぎ、人間と動物、生態系の健康を一体として捉える考え方であります。

人と動物に共通する感染症は人獣共通感染症と言われ、最近では記憶に新しい、新型コロナウイルスによるものもこの1つと考えられています。

このような感染症の発生を全体として減らすためにも、人間だけでなく、動物や生態系の健康を一体として取り組むことが重要であります。

ワンヘルスに向けた取組は、医師・獣医師といった医療の専門家だけが行うものではなく、福岡県では福岡県ワンヘルス推進基本条例が制定されていますように、自らが感染症にかからないためには、身近なペットや家畜が健康で、病原体の宿主となり得る野生動物の居場所を奪うような環境破壊を行わないことが大切だということは、住民にも分かりやすいものと思われま

す。ワンヘルスは人の健康、動物の健康、環境の保全の三者の全てを欠かすことのできないという認識に立ち、厚生労働省では、ワンヘルスの考え方を広く普及・啓発させ、人と動物の健康と環境の健全性は1つと捉え、これらを一体的に守ろうという考え方があります。世界的にもその取組が進められております。

以上のことから、芦屋町においても、ワンヘルスの理念に基づく行動及び活動は、行政や企業、住民も一体となって取り組んでいくことに、連携協力や必要な支援を行うことに賛成することをもって、討論を終わります。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。貝掛議員。

○議員 8番 貝掛 俊之君

8番、貝掛でございます。

発議第1号ワンヘルスの推進に関する決議について、賛成の立場から討論させていただきます。

なぜ賛成の立場から討論をさせていただくかと申しますと、再三、執行部に、このワンヘルスの宣言をしてくださいと、談判してはいたけれどもなかなか執行部が行わない状況であります。

であるならば、議会から決議案を出して、ワンヘルスの推進の具現化を促すべきであると考え、賛同するものでございます。

昨年の10月22日に、県の福岡県保健医療介護部ワンヘルス総合推進課の平山課長をお招きして、ワンヘルスのレクチャーを受けました。副町長はじめ関係各課の課長さんも参加されました。この決議案に記載されているとおり、次世代に継承していくべき大切な考え方であり、素晴らしい内容であります。県も推奨しているにもかかわらず、なぜ早く実行しないのか。

10月22日に県のレクチャーを受け、昨年の12月議会には、町のほうからワンヘルスに関する前向きな議案が提出されるものと期待しておりましたが、残念ながら提出はされませんでしたし

た。環境に対しての警鐘を鳴らす意味も含め、すばらしいものであるにもかかわらず、なぜ足踏みをしているのか甚だ疑問であります。

確かに行政としては何かやることにつけ、自治法の縛り等々、また責任の所在の明確化等々苦心されることも、重々承知しているところではありますが、なぜか、今の町には、何かあったら私が責任をとってやる、頑張ってくれ、と言う方がいないのかなと私は考えるわけでございます。

今回は、議会から決議案が決議されれば、責任の所在は議会になるわけで、職員の皆さんには責任の所在という自縛から解き放され、思う存分この具現化に実現できるものと、私は思い賛成するわけでございます。

県がワンヘルス推進基本条例を施行・公布したのは、令和3年の1月5日、遠賀町の推進宣言は、令和5年の11月11日、岡垣町が令和6年3月22日、水巻町は令和6年の12月13日。芦屋町だけが推進していないわけでございます。

冒頭にも申し上げましたが、本当にこの芦屋町の行政は何をしているんだという思いがあります。町がやらなければ、我々議会がやる。そういった思いで賛同しているわけでございます。県がすばらしいことを推薦しているのであれば、我々小さな自治体も県と足並みをそろえて、連携協力していくべきであると考えます。

ワンヘルス推進宣言は、これからの次世代に継承していくべき大切な宣言であり、検討・連携・協力していくことが、町の発展に寄与するものと確信し、この決議案に賛同するものでございます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 10番 辻本 一夫君

10番、辻本です。

賛成の立場から発言させていただきます。

ただいま本田議員と貝掛議員からもありましたけれども、このワンヘルス宣言の内容についても記載もしてありますし、本田議員からも説明がありましたので申し上げませんが、今、貝掛議員が言いましたように、福岡県でも、もう既に33市町村、宣言しています。1市4町でも今、話がありますように、芦屋だけがやってないと、こういう状況です。

一方、福岡県では今、農林業、それから水産業に対しては認証制度を導入しています。それから、事業者に対しては登録制度がもうスタートしていると、こういった様々な取組を県はやってきているわけです。

芦屋町については、今、レジャー港化の計画が進んでいますが、その中の海釣施設。これに関

してテトラポットを海中に今、入れてきました。そのテトラポットに藻や海藻が生えるように、そういった取組、いわゆるブルーカーボンという言葉が今ありますが、それに対しても県はこの実証事業に着手しているんです。

こういったことから、芦屋町はちょっと取組みが遅いと、私も思っております。

本来はこういった宣言につきましては、執行部が宣言し、議会が決議して、一緒に住民に対する啓発活動を行うべきだと私は考えておりますし、それがベストであると思っております。

少し今回は、議会が先に動いている状況でございますが、執行部としてもこの機会にワンヘルスの推進宣言を行っていただきたいと、それをやるべきだということを申し上げて、この決議には賛成したいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、発議第1号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、発議第1号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和7年第1回芦屋町議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後3時51分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員